

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合契約事務要綱

(平成19年12月28日施行)

改正

平成26年 3月28日告示第 7号

(目的)

第1条 この要綱は、管理者が契約を締結する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約（公有財産に係るものは除く。以下同じ。）に係る入札及び契約締結の事務に関し、法令又は佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則（平成10年葬祭組合規則第11号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、透明性、競争性及び公平性の確保に資することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 契約担当班長

契約を担当する班の班長をいう。

(2) 事業担当班長

事業を実施する班の班長をいう。

(3) 一般競争入札

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第1項に規定する一般競争入札をいい、次のとおりとする。

ア 一般競争入札

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）

第167条の4に規定するもののうち、必要があるときは、自治令第167条の5に規定する当該事業に参加する者の資格を定め、実施する競争入札をいう。

イ 制限付き一般競争入札

前アのほか、自治令第167条の5の2に規定する当該事業に参加する資格を定め、実施する競争入札をいう。

(4) 指名競争入札

法第234条第1項に規定する指名競争入札をいい、自治令第167条各号の規定により実施する競争入札をいう。

(5) 随意契約

法第234条第1項に規定する随意契約をいい、自治令第167条の2の規定により実施する契約をいう。

(入札・契約事務の範囲)

第3条 入札及び契約締結の事務の範囲は、当該事業の契約の方法により、次の

各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付する事業の入札の執行及び契約の締結に関する事務は、契約担当班長又は契約担当班長に命ぜられた職員とする。
- (2) 随意契約により契約する事業の事務は、事業担当班長又は事業担当班長に命ぜられた職員とする。

(事業の執行)

第4条 事業の執行は、執行伺いに事業名、事業場所、当該予算、設計金額、低入札価格調査制度等の適用の有無、第24条又は第28条第1項に規定する自治令の該当理由、第30条第3項に規定する見積書の省略をする理由並びにその他必要事項を明記し、当該事業に関する設計又は積算の根拠となる図書類を添付し、管理者の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、財務規則別表第3その1の契約関係事務専決区分の表(以下「財務規則契約区分表」という。)の規定により、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)に応じた者が専決することができるものとする。ただし、更に上司の承認を求める必要がある場合は、財務規則第3条第2項の規定により決裁を受けなければならない。

(一般競争入札の参加者の資格)

第5条 一般競争入札の参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)の資格において、自治令第167条の4の規定に該当しない者で、財務規則第124条の規定により、自治令第167条の5第1項及び第167条の5の2に規定する資格を定めたときは、その定めた資格を有する者でなければ参加を希望することはできない。

- 2 前項の規定は、財務規則第139条の規定により指名競争入札において準用するものとする。

(一般競争入札の資格の確認)

第6条 管理者は、一般競争入札に参加の申出があったときは、前条第1項に規定する資格を確認するとともに、財務規則第125条第2項の規定によりその旨を通知し、競争入札参加資格者名簿を作成しなければならない。なお、制限付き一般競争入札に参加を申出する者においても同様とする。

- 2 前項の規定は、財務規則第139条の規定により指名競争入札において準用するものとする。

(入札の公告)

第7条 管理者は、一般競争入札に付するときは、財務規則第126条第1項各号に掲げる事項を当該競争に付する事業ごとに当該事業の入札期日前10日までに新聞又は掲示その他の方法をもって佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合公告式条例(昭和40年条例第1号)を準拠し公示しなければならない。ただし、急施を要するものにあつては、入札期日前10日を5日とすることができる。

- る。
- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事（製造の請負契約も含む。以下同じ。）に係る公告期間は、財務規則第126条第2項の規定により、設計金額に応じ、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定するものとし、やむを得ない事情がある場合を除き、土、日及び休日を含まず、次の各号の期間とする。
 - （1）建設工事一件の設計金額が5百万円に満たない建設工事については、2日以上とする。
 - （2）建設工事一件の設計金額が5百万円以上5千万円に満たない建設工事については、5日以上とする。
 - （3）建設工事一件の設計金額が5千万円以上の工事については、10日以上とする。
 - 3 建設工事以外の公告期間は、前項の規定を準用するものとする。
 - 4 前3項の規定は、財務規則第139条の規定により指名競争入札の場合において準用するものとする。

（予定価格の決定）

- 第8条 一般競争入札に付するときは、財務規則第127条第1項の規定により競争入札に付する事業の総額又は単価について、あらかじめ予定価格を定めなければならない。
- 2 前項の規定による予定価格の決定者は、財務規則契約区分表のうち、予定価格の決定の欄に規定する設計金額に応じた者が決定するものとする。なお、その決定に当たっては、設計書又は積算書等を参考にするとともに、財務規則第127条第2項の規定による取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間等を勘案し、適正にこれを決定しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、財務規則第139条及び第142条の規定により指名競争入札及び随意契約において準用するものとする。

（調査基準価格又は最低制限価格の決定）

- 第9条 工事又は製造その他についての請負の契約を一般競争入札に付する場合において、自治令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査制度に係る調査基準価格又は同条第2項の規定による最低制限価格制度に係る最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第2項の規定の例により設定するものとする。
- 2 前項の規定により最低制限価格又は調査基準価格を設けたときは、第7条に規定する入札の公告において、その旨を明らかにするとともに、入札執行前にその注意を促さなければならない。
 - 3 第1項に規定する低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の設定に当たっては、経済状況、労働環境及び福祉行政等の社会情勢を勘案し、必要がある場合に、適宜、これを定めることができるものとする。
 - 4 前3項の規定は、財務規則第139条及び第142条の規定により指名競争

入札及び随意契約において準用するものとする。

(予定価格書の作成)

- 第10条 予定価格及び前条に規定する最低制限価格又は調査基準価格が決定したときは、財務規則第129条の規定により予定価格書を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。
- 2 前項に規定する予定価格書は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則に関する文書の様式を定める規則（平成10年規則第12号。以下「財務規則様式」という。）に規定する様式第54号によるとともに、次条に規定する期日に契約担当班長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約の内容が工事又は製造の請負であるものについては、当該契約に係る執行伺の起案の複写の作成をもって予定価格書の作成及び封印に代えることができるものとする。この場合において、前項に規定する予定価格書の提出は、当該複写の提出をもって行う。
- 4 前3項に規定する事務は、事業担当班長又は事業担当班長に命ぜられた職員が行うものとする。
- 5 前各項の規定は、財務規則第139条及び第142条の規定により、指名競争入札及び随意契約において準用する。

(予定価格書の作成及び提出時期)

- 第11条 前条に規定する予定価格書の作成及び提出時期は、原則として当該事業の入札執行日（随意契約の場合は、見積合せ日とする。）の執行時間までに作成し、入札執行直前に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により予定価格を入札執行日前に公表する事業（以下「予定価格事前公表」という。）の場合は、予定価格の事前公表日までに作成し、契約担当班長へ提出するとともに、その開封時期は、予定価格の事前公表日前日とする。
- 3 前条第3項の規定により予定価格書の作成に代えて当該契約に係る執行伺の起案の作成を行ったときは、第1項中「予定価格書」は「当該契約に係る執行伺の起案の写し」と前項中「とともに、その開封時期は、予定価格の事前公表日前日とする。」は「ものとする」と読み替えて適用する。
- 4 特別な事由により前3項の規定する場合以外に決定し、作成する場合は、事業担当班長が、嚴重にこれを保管しなければならない。
- 5 前各項の規定は、指名競争入札に付する事業（参加資格要件等を付する場合を含む。）において準用するものとする。

(予定価格の公表)

- 第12条 管理者は、一般競争入札に付する事業の場合において入札執行日前又は執行後に予定価格を公表することができるものとする。ただし、継続性又は反復性を伴う事業で、事前又は事後にこれを公表することにより組合に不利益が生じるおそれがある場合は、これを公表しないものとする。

2 前項の規定は、指名競争入札において準用するものとする。

(入札保証金)

第13条 一般競争入札に付する場合は、財務規則第130条第1項前段の規定により、入札に参加しようとする者(以下「入札参加予定者」という。)に、その者が入札書に表示した金額に消費税及び地方消費税額を加算した額の100分の5に相当する額を入札前に、入札保証金として納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、財務規則第130条第1項ただし書きの規定により同条同項各号のいずれかに該当するときは、当該入札保証金の一部又は全部を納めさせないことができるものとする。この場合にあっては、財務規則第130条第2項の規定により入札保証金を免除されたものが正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収することができる旨を入札の相手方に知らせなければならない。

3 第1項に規定する入札保証金の納付は、財務規則第130条第2項各号に掲げるものをもってこれに代えることができるものとする。

4 納付された入札保証金は、落札者以外にあっては、財務規則第135条の規定により入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあっては財務規則第146条に規定する契約保証金の一部又は全部の納付に振り替えることができるものとする。

5 前各項の規定は、財務規則第139条の規定により指名競争入札において準用するものとする。

(現場説明等)

第14条 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に付する場合において、入札参加予定者に対する当該事業の内容等の説明は、事業担当班長若しくは事業担当班長に命ぜられた職員が行うとともに、第7条に規定する公告期間内に適正な積算等の算定ができるよう説明あるいは提示しなければならない。なお、入札参加予定者から当該事業の内容等に関する質問を受けた場合において、その質問に対する回答も同様とする。

2 前項に規定する事業内容の説明及び適正な積算等の算定に係る説明あるいは提示について、随意契約を除き、契約担当班長若しくは契約担当班長に命ぜられた職員が行うことができるものとする。

(入札の方法及び無効等)

第15条 一般競争入札の入札参加者は、誓約書を提出した後、財務規則第131条第1項の規定により入札書を作成し、封筒に入れ、封緘の上、契約担当班長若しくは契約担当班長に命ぜられた職員(以下「入札執行者」という。)の指示により入札の場所に提出しなければならない。

2 前項に規定する入札書には、入札金額(消費税及び地方消費税抜きとする。以下同じ。)、自己の名称又は商号(押印を含む。以下同じ。)、事業名称、事業

場所及び入札執行日を明記しなければならない。また、封書には、宛名、入札書在中、事業名称、入札執行日、自己の名称又は商号を表記しなければならない。

- 3 前項の入札書の提出は、代理人によることもできるものとする。この場合において、入札書に代理人氏名を明記の上、押印するとともに、代理人は、財務規則第131条第3項の規定により、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合において、委任状には、宛名、事業名称、事業場所、委任者の住所又は所在地、称号又は名称、代表者名又は氏名及び代理人氏名を明記し、押印するとともに、代理人使用印鑑の印章を明示しなければならない。
- 4 前項に規定する代理人は、財務規則第131条第4項の規定により、同一入札において他の入札参加者の代理人を兼ねること及び同財務規則同条第5項の規定により、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- 5 前各項の規定に違反した入札書、財務規則第132条各号に掲げる入札書は、無効とするとともに、別に定める基準により、指名停止等の措置をすることができるものとする。
- 6 前各項の規定は、財務規則第139条の規定により指名競争入札において準用するものとする。また、第1項及び第2項の規定は、財務規則第142条の規定により、随意契約において準用するものとする。この場合において、「入札」を「見積」に読み替えるものとする。
- 7 あらかじめ、第7条に規定する公告において郵送による入札書の提出を公示したときは、入札書を郵送すること（以下「郵便入札」という。）により入札書の提出とするものとする。この場合において、第1項及び第2項の規定を準用するとともに、第3項及び第4項の規定による代理人による入札書の提出は無効とする。
- 8 事業担当班長若しくは事業担当班長に命ぜられた職員は、当該事業の入札の執行に原則として立会うものとする。
- 9 電子入札の方法については、財務規則第131条第2項の規定により定める基準によるものとする。

（再度入札）

- 第16条 入札執行者は、第8条に規定する予定価格に達しない場合において財務規則第133条の規定により入札に参加した者のうち、現に開札の場所にとどまっている者により再度の入札に付することができるものとする。なお、この場合において、前条第1項から第4項の規定を準用する。ただし、再々度の入札は、これを行わないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が予定価格との差が大きいなど再度の入札に付することが適当でないとする場合は、これを行わないことができるものとする。なお、この場合において、入札執行者は入札の不調を宣言しなければならない。
 - 3 第1項の規定による再度の入札に付した結果、第8条に規定する予定価格に達しない場合において、入札執行者は、入札の不調の宣言を行うものとする。

- 4 前3項の規定は、財務規則第139条の規定により、指名競争入札において準用するものとする。
- 5 第12条に規定する予定価格等を事前に公表する事業は、第1項に規定する再度の入札を行わない。この場合において、予定価格に達しない場合は、第3項の規定を準用するものとする。

(開札の方法)

- 第17条 入札執行者は、開札（前条の規定による再度の入札も含む。）に当たって、入札参加者の名称及び入札金額を読み上げなければならない。
- 2 前条第1項の規定による再度の入札を行う場合においては、初回の入札における最低の入札金額を入れた入札参加者の名称及び入札金額を読み上げなければならない。
- 3 第15条第7項に規定する郵便入札における郵送物の開封は、第6条第1項に規定する競争入札参加資格者の中から開札立会人を選任し、開封しなければならない。この場合において、開札立会人は、書面によりその証をしなければならない。
- 4 第15条第9項に規定する電子入札による開札は、第6条第1項に規定する競争入札参加資格者の中から開札立会人を選任し、開札しなければならない。この場合において、開札立会人は、書面によりその証をしなければならない。
- 5 入札は、公開とする。ただし、聴衆人の数は、制限できるものとし、聴衆者の選任は、現に開札場所に留まっている者から到着順とする。

(落札者の決定)

- 第18条 落札者の決定は、財務規則第134条第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定する。ただし、第9条に規定する最低制限価格又は調査基準価格を設けた場合又は特別な事由がある場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定により落札者が決定したとき、入札執行者は、財務規則第134条第2項の規定により直ちに落札者にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の規定により通知を受けた落札者は、財務規則第134条第3項の規定により通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。
- 4 前項の契約締結日は、原則として当該事業の落札者が決定した日から土、日、休日を除く2日後の平日を契約日とするものとする。
- 5 前各項の規定は、財務規則第139条及び第142条の規定により指名競争入札及び随意契約において準用するものとする。

(入札不調に伴う措置)

- 第19条 競争入札において、入札参加者がいない場合又は第16条に規定する再度入札に付し落札者がいない場合は、自治令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）により、契約を締結すること

ができるものとする。

- 2 前項に規定する不落随契の事務処理は、原則として事業担当班長若しくは事業担当班長に命ぜられた職員が行うものとする。ただし、当該事業の立会人から依頼を受けた場合は、入札執行者が事業担当班長若しくは事業担当班長に命ぜられた職員に代わり事務処理することができるものとする。
- 3 第1項の規定による不落随契により契約を締結しようとする場合は、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者）から見積書を徴する（以下「協議」という。）とともに、自治令第167条の2第2項の規定により予定価格以下のときに限り契約者であることを宣言するものとする。なお、この場合において、現に開札の場所にとどまっている者に対し、協議に参加するか否かの意思を確認しなければならない。
- 4 第1項に規定する不落随契が整わないとき又は見積参加者がいないときは、事業担当班長若しくは事業担当班長に命ぜられた職員（第2項の規定による入札執行者を含む。）は、協議不成立を宣言するものとする。

（協議不成立に伴う措置）

第20条 前条第4項の規定による協議不成立となった場合の措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当初の入札方法が一般競争入札（制限付き一般競争入札を含む。以下同じ。）により実施した場合は、再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。
 - (2) 当初の入札方法が指名競争入札により実施した場合は、再度の指名競争入札又は随意契約とすることができる。
- 2 前項各号に規定する場合は、原則として当初の入札参加者について、参加申請又は選択することができない。ただし、当該事業に係る設計又は積算の見直しを行った場合は、この限りでない。

（談合等不正行為以外による入札取りやめに伴う措置）

第21条 談合等不正行為以外により競争入札を取りやめする場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指名競争入札において入札参加者が1者のとき。
 - (2) その他特別な事由によるとき。
- 2 前項の規定により入札を取りやめた場合は、次の各号に掲げるいずれかの措置を選択できるものとする。
- (1) 当初の入札方法が一般競争入札により実施した場合は、追加募集、再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。
 - (2) 当初の入札方法が指名競争入札により実施した場合は、再度の指名競争入札又は随意契約とすることができる。
- 3 前項第2号に規定する場合は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 原則として当初の入札参加者は、選択することができない。ただし、当該

事業に係る設計又は積算の見直しを行った場合又は第1項第1号の規定により取りやめる場合は、この限りでない。

(2) 第1項第2号に規定する場合は、その者を選択することができるものとする。

(談合等不正行為に起因し入札取りやめに伴う措置)

第22条 談合等不正行為に起因し競争入札を取りやめする場合は、別に定めるものとする。

2 前項の規定により取りやめした場合、次の各号に掲げるいずれかの措置を選択できるものとする。

(1) 当初の入札方法が一般競争入札により実施した場合は、再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

(2) 当初の入札方法が指名競争入札により実施した場合は、再度の指名競争入札又は随意契約とすることができる。

3 前項各号に規定する場合は、当初の入札参加者又は入札書郵送者について、再度の参加申請又は選択することができない。

4 第2項に規定する入札の方法を決定する場合は、第26条に規定する入札参加資格審査委員会に諮り、管理者の承認を得なければならない。

(入札経過の記録及び結果の通知等)

第23条 契約担当班長は、一般競争入札に付する場合において、財務規則第136条の規定によりその経過を開札調書により記録しなければならない。

2 前項に規定する開札調書は、財務規則様式第55号とする。

3 契約担当班長は、入札執行の結果、落札者が決定した場合又は入札不調の場合は、速やかに事業担当班長に前項に規定する開札調書により通知するものとする。

4 前3項の規定は、財務規則第139条の規定により指名競争入札において準用する。

(指名競争入札)

第24条 指名競争入札に付するときは、当該事業が、自治令第167条各号に該当する理由を付し、第4条に規定する事業の執行に関する承認をうけるものとする。

(指名競争入札の参加者の資格)

第25条 指名競争入札に参加する者の資格は、財務規則第137条第1項各号に該当しない者で、別に定める基準により定める要件に適合し、指名競争入札参加業者資格者名簿（佐倉市競争入札参加資格者名簿、四街道市競争入札参加資格者名簿又は酒々井町競争入札参加資格者名簿をいう。）に登録された者でなければならない。

2 前項に規定する指名競争入札参加業者資格者名簿は、第7条の規定により公

示し、作成しなければならない。

- 3 前項の規定により作成された指名競争入札参加業者資格者名簿は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）と称するものとする。
- 4 財務規則第137条第1項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について、資格審査基準にその資格を定めることができるものとする。
 - (1) 建設コンサルタント業にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録の有無
 - (2) 地質調査業にあっては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録の有無
 - (3) 補償コンサルタント業にあっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録の有無
 - (4) その他法令等の許可等が必要な事業にあっては、法令等の許可等の有無
 - (5) 賦課又は徴収者と協議することなく滞納している税金の有無
 - (6) その他管理者が必要と認めた事項
- 5 第1項の規定にかかわらず軽微な建設工事の入札に参加できる者は、財務規則第137条第2項の規定により資格者名簿に登載された者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止を受けていない者とする。ただし、随意契約による場合は、本要綱第28条及び第29条の規定によるものとする。

（入札参加資格審査委員会）

- 第26条 指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）を選定しようとするときは、資格審査会に諮り、管理者の承認を受けなければならない。ただし、財務規則契約区分表の規定により設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）に応じた者が専決することができるものとする。

（指名の数及び通知）

- 第27条 指名業者の数は、財務規則第138条第1項の規定により資格者名簿に登載されている者のなかから原則として5名以上選択しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、2名以上選択するものとする。
- (1) 資格者名簿に登載されている者の数が5名に満たないとき。
 - (2) その他特別な事由があるとき。
- 2 契約担当班長は、入札に参加する指名業者が決定したときは、財務規則第138条第2項の規定により入札参加指名業者に通知しなければならない。

（随意契約）

- 第28条 随意契約により契約を締結するときは、当該事業が自治令第167条の2第1項各号に該当する理由を付し、第4条の規定による承認を受けるもの

とする。

- 2 第1項に規定するもののうち自治令第167条の2第1項第8号及び第9号により随意契約する場合は、同令第167条の2第2項及び第3項の規定によるものとする。なお、この場合において、同令第167条の2第4項の規定による場合は、特に留意しなければならない。
- 3 第1項に規定するもののうち、自治令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を締結できる場合の金額の範囲は、当該事業の設計金額が財務規則第140条第1号から第3号及び第6号に規定する額以下の場合とする。
- 4 随意契約により契約する場合は、財務規則第141条第3項の規定により当該事業の支出負担行為書にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

(随意契約における見積徴取者の選定)

- 第29条 随意契約における見積徴取者の選定は、当該事業の内容、予定している見積徴取者の信用性、資力、経営状況及び当該事業に係る法令等に規定する資格等を勘案し、公平且つ公正にこれを選定しなければならない。なお、この場合において、見積徴取者を選定した理由を付し、第4条の規定による承認を受けるものとする。
- 2 前項の見積徴取者の数は、財務規則第141条第1項の規定により2者以上とする。ただし、同項ただし書きの規定による場合は、1人の者から見積書を徴することができるものとする。
 - 3 前項の規定により1人の者から見積書を徴する場合は、その理由を付し(財務規則第141条第1項第3号の場合を除く。)、第4条の規定による承認をうけるものとする。

(見積書徴取の省略)

- 第30条 当該事業の性質又は目的などにより見積書を徴することが適当でないと認められるときは、財務規則第141条第2項の規定により見積書を徴取しないことができるものとする。
- 2 前項の規定による場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と随意契約する場合において、管理者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
 - (2) 印紙、切手及びハガキその他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき等見積書を徴し難いとき。
 - (3) 当該事業の性質又は内容等により、見積書を徴することが適当でないと認めるとき。
 - 3 前項第3号の規定により見積書の省略をする場合は、その理由を付し、第4条の規定による承認をうけるものとする。この場合において、組合が決定する予定価格により協議し、同意書を徴するものとする。

(随意契約に係る予定価格等)

- 第31条 財務規則第142条の規定により予定価格書の作成を省略できる場合

は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、随意契約に係る予定価格書は、財務規則様式第54号を準用する。

- (1) 財務規則第141条第2項に該当するとき。
 - (2) 財務規則第145条第1項各号に該当するとき。
 - (3) 設計金額が10万円未満（工事又は製造の請負に伴う設計金額が30万円未満）のとき。
 - (4) 公共の福祉の増進又は危機管理のために、継続して契約する必要のある事業の場合
 - (5) その他当該事業の目的、性質又は内容等により予定価格書を作成することが適当でない場合
 - (6) その他特に必要がないと認められるとき。
- 2 前項の規定により予定価格書の作成を省略する場合は、見積金額との比較価格は、設計金額とする。

（せり売り）

第32条 管理者は、せり売りにより財産を処分しようとする場合は、財務規則第143条第1項の規定により、職員を指定し、当該職員にせり売りさせるか又は職員以外の者を選定し、せり売りさせなければならない。ただし、職員以外の者にせり売りさせる場合は、職員を立ち合わせるものとする。

- 2 前項の規定によりせり売りする場合は、財務規則第143条第2項の規定により、財務規則第124条から第127条まで、第129条、第130条、第135条及び第136条の規定を準用するものとする。この場合、「競争入札参加願」とあるものは「せり売り参加願」と、「開札調書」とあるものは「せり売り調書」と読み替えるものとする。

（契約書の作成）

第33条 契約を締結しようとするときは、財務規則第144条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略できるものとする。

- 2 議会の議決に付する必要がある契約においては、前項の規定による記載事項のほか、財務規則第144条第2項の規定により当該契約書に議会の議決を得たときに成立する旨を記載した仮契約書を作成しなければならない。
- 3 議会の議決を得たときは、財務規則第144条第3項の規定により速やかに当該契約の相手方に通知しなければならない。
- 4 法第234条の3の規定による長期継続契約を締結する場合は、当該事業に係る予算に減額又は削除があった場合には当該契約は解除する旨を記載した契約書を作成しなければならない。

（契約書作成の省略）

第34条 前条第1項の規定にかかわらず、財務規則第145条第1項各号の規定による場合は、公有財産に関する契約及び契約書の作成が必要であるときを

除き、当該事業の契約書の作成を省略できるものとする。

- 2 前項の場合において、契約相手方より財務規則第145条第2項の規定する請書を徴さなければならない。ただし、財務規則第145条第2項ただし書きの規定によりせり売り付する場合及び1件の契約に関しその設計金額が10万円未満（工事又は製造の請負に伴う設計金額が30万円未満）の場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による1件の設計金額が10万円未満（工事又は製造の請負に伴う設計金額が30万円未満）の場合は、見積書、納品書又は完了届、請求書により処理することができるものとする。

（契約保証金）

- 第35条 契約を締結した場合は、財務規則第146条第1項の規定により契約相手方より直ちに100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、単価契約により締結する場合の契約保証金額は、契約金額に予定数量及び消費税率を乗じて得た額の100分の10以上とする。
- 2 前項の規定による契約保証金は、財務規則第130条第3項各号の規定による入札保証金に関する事項を準用するものとする。この場合、財務規則第146条第2項の規定により「金融機関がする保証」とあるものを財務規則第146条第2項の規定により読み替えるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、財務規則第146条第3項各号の規定による場合は、一部又は全部を納付させないことができる。
 - 4 契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行の確認をしたとき又は財務規則第149条第1項の規定による契約の解除を申し出たときは、速やかに納付させた契約保証金を財務規則第150条の規定により還付の手続きを行わなければならない。

（かし担保責任期間）

- 第36条 工事又は製造の請負契約におけるかし担保責任を負うべき期間は、2年とする。ただし、住宅の品質の促進等に関する法律第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 2 工事又は製造の請負契約に係る設計等を委託する場合は、2年又は3年とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、そのかしが、契約相手方の故意又は重大な過失により生じた場合は、かし担保期間は10年とすることができる。

（契約の変更等）

- 第37条 当該契約の変更等が必要と認めるときは、財務規則第148条第1項

の規定により契約者と協議し、これを調査して当該契約の内容を変更できるものとする。

- 2 契約者の責めに帰す理由により履行期限の延長を申し出したときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、財務規則第148条第3項の規定により遅延利息を付し、当該期限の延長変更をすることができるものとする。
- 3 当該契約の変更をしようとする場合は、当初契約書約款の条項により手続きし、財務規則第148条第2項の規定により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。

(契約の解除)

第38条 契約の相手方の責めに帰さない理由により契約の解除を申し出したときは、これを調査し、やむを得ないと認める場合は、財務規則第149条第1項の規定により当該契約の解除をすることができるものとする。

- 2 契約の履行にあたって、財務規則第149条第2項の各号に該当する場合は、同項の規定により、当該契約の解除をすることができる。
- 3 契約の解除をする場合は、契約書約款に定める条項の規定により手続きし、財務規則第149条第3項に規定する契約解除通知書により契約者に通知するものとする。なお、この場合の様式は、財務規則様式第56号とする。
- 4 契約相手方が特別な事由がなく契約の解除を申し出たときは、その内容を調査し、特に不誠実と認めた場合は、審査会に諮問し、管理者の意思決定を受けて指名登録名簿から抹消できるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第39条 契約者は、財務規則第156条の規定により当該契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、役務的保証契約を除き、あらかじめその内容を明らかにして、管理者の意思決定を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定により権利義務の譲渡を認める場合は、当該債権が第三者による差押又は仮差押を受けていないこと、質権等の権利が設定されていないこと、及び、当該債権が既に譲渡されていないことのほか、次の各号のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 工事又は製造の請負（以下「工事」という。）契約の場合において、債権譲渡の目的が、千葉県建設業協同組合連合会が実施する建設工事施工資金運営要綱による貸付金を借入するためのものであり、債権の譲渡先が千葉県建設業協同組合連合会であること。
 - (2) 工事において、債権譲渡先が、中小建設業者を対象とした資金の貸付事業を行っている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）であること。
 - (3) 前2号のほか、物品及び役務（前2号を除く。以下同じ。）提供契約においては、債権譲渡先が、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和

25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合であること。

(一括委任等の禁止)

第40条 契約者は、当該契約の履行について、財務規則第157条の規定によりその全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、建設工事の契約を除き、あらかじめその内容を明らかにして、管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 事業担当班長は、前項の規定に違反した事実があると認められる場合は、その事実を調査し、その結果を関係部局等に通知するとともに、当該契約に係る許可行政官公庁等へ報告するものとする。なお、この場合において、許可行政官公庁等の指示に従い、必要な措置を講じなければならないものとする。

(対価の支払等)

第41条 当該契約に係る対価を支払う場合において、管理者は、財務規則第159条の規定により第3項に規定する給付の検査を受け合格したものでなければ支出の手続きをすることができない。

2 対価の一部を当該契約の履行前に支払う必要がある場合は、前払金に係るものは財務規則第79条、部分払に係るものは財務規則第158条の規定により支払うものとし、あらかじめ入札執行前に入札参加予定者に提示をしなければならない。

3 第1項に規定する支払いのうち、給付の完了に伴い対価を支払いする場合は財務規則第152条第1項第1号に規定する給付の検査を、前項の規定による対価の一部を支払う場合は財務規則第152条第1項第2号及び第3号に規定する給付の検査を受けなければならない。

4 前項の検査の結果、合格した場合は、財務規則第154条の規定による検査調書又は出来高調書を作成し、財務規則第119条の規定により添付しなければならない。

5 第2項の規定による前金払又は部分払をしたものがあるときは、財務規則第159条第3項の規定により最終の対価の支払いの際にこれを清算するものとする。

(随意契約の記録)

第42条 事業担当班長は、随意契約により契約を締結したとき、その記録を作成するものとする。なお、財務規則第141条第1項第3号の場合を除き、契約担当班長は、その記録を把握するものとする。

(事故報告等)

第43条 事業担当班長は、その所管に属する事業において、契約の履行及び事業の施工に関し事故等が発生したとき又は法令等に違反したと認められるときは、速やかに契約担当班長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた契約担当班長は、重要かつ重大な事項については、管理者に報告するとともに、関係行政官庁等に通知するものとする。

(資格者名簿の管理等)

第44条 第6条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿及び第25条第3項に規定する資格者名簿は、適正に保管し、常に良好な状態に管理するとともに適正な運用を図らなければならない。また、電子的な名簿においても、同様とする。

(代決等)

第45条 契約事務の処理に関し、事故等が生じ決定することが困難な場合は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合事務決裁規程（平成5年訓令第3号。以下「事務決裁規程」という。）第4条の規定により決定するものとする。

(情報公開等)

第46条 入札及び契約に係る情報公開等に関しては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例（平成14年条例第1号）等の法令等に基づき、原則として公開するものとする。

2 前項の規定により公開する場合、建設工事にあつては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号、以下「入札契約適正化法」という。）、同法施行令（平成13年2月16日施行）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）の規定により公表するものとする。

(電磁的措置)

第47条 本要綱に規定する公告又は告示若しくは申出、通知、提出、回答、公表等は、インターネット等電磁的な方法によりこれを行うことができるものとする。

(その他)

第48条 この要綱に規定する事務に関連し、入札契約に係る事務処理の基準等が必要なときは、別に定めることができるものとする。

(準用規定)

第49条 本要綱に定めのない事項は、千葉県規程等を準用することができるものとする。

2 前項により準用する場合は、適宜、千葉県知事等を佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合管理者等に読み替え準用するものとする。

(補則)

第50条 この要綱において定めのない事項又は疑義が生じた場合は、関係部局

と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成19年12月28日から施行する。
(旧要綱の廃止)
- 2 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合契約事務要綱(平成15年11月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年3月28日告示第7号)

(施行期日)

- 1 この約款は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 平成26年度一般会計予算に係る債務負担行為又は長期継続契約に基づく契約関係事務の準備行為であって、施行日前に契約を締結するものにあつては、この約款による改正後の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合郵便入札約款及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会場入札約款の規定は、平成26年2月7日から適用する。
(委任)
- 3 この約款の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。